

## **[事案 2022-189] 損害賠償請求**

・令和5年5月17日 裁定終了

※本事案の申立人は、[2022-190]の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成7年12月に契約した個人年金保険について、契約締結の際、募集人から、年金受取にあたり、年金受取額が25万円以上の場合には所得税が源泉徴収されることの説明がなかった。説明をされていれば、源泉徴収されない年金受取額にしていたので、発生した所得税額を損害賠償してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、募集人の説明がなかったと主張するが、本契約成立時の契約者は亡夫であり、申立人は亡夫に対する説明を全て聞いていたわけではないと思われることから、申立人の主張をそのまま事実と認めることはできない。
- (2)申立人は、源泉徴収される税額自体を損害としているが、源泉徴収の有無に関わらず課税自体は生じるため、申立人には損害が認められない。
- (3)一般論として、保険会社は契約締結時に、提案する商品の仕組みや内容を説明する義務を負うが、課税に関する事項は商品の仕組みや内容に関する重要事項ではないことから、説明義務を負わない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。